

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナワクチンに関する情報や支援制度について紹介します。

12～17歳の3回目接種が始まっています

2回目の接種から6カ月を経過している12～17歳を対象とした3回目接種ができるようになりました。対象となる人には、4月中旬に接種券を送付しています。接種を希望する人は市内の医療機関で接種できますので、直接医療機関に予約してください。

特に、基礎疾患がある人など重症化リスクが高い人には、接種が推奨されています。

早めの接種をお願いします。
【使用ワクチン】ファイザー社製



転入した人は「接種券の発行手続きを忘れずに」

ワクチンの接種時には、住民票がある自治体が発行した接種券が必要です。転入前の自治体で発行された接種券を使用することはできないため、接種券発行の申請が必要です。

転入後に新型コロナワクチンの接種を希望する人は、早めに申請書(提出先または市HPに用意)を持参または郵送で保健福祉課(〒723-8601 港町3丁目5番1号)へ提出してください。



↑市HP



5月の集団接種の日程をお知らせします

次の日程で集団接種を実施しています。接種を希望する人は、専用申し込みサイトから予約してください。



←専用
申し込みサイト



日程	接種可能枠	会場
10日(火)	各日程300人	中央公民館
11日(水)		
12日(木)		
13日(金)		
14日(土)		
15日(日)		

日程	接種可能枠	会場
16日(月)	各日程300人	中央公民館
20日(金)		
21日(土)		
22日(日)		
23日(月)		

接種に関する悩みや専門的な相談窓口	広島県新型コロナワクチン接種コールセンター (☎ 082-513-2847)【24時間対応】
集団接種の予約キャンセルや接種券の再発行など一般的な相談窓口	市新型コロナワクチンコールセンター (保健福祉課内☎ 0848-67-6019)【平日9時～17時】




発熱など風邪の
症状がある場合は
すぐ相談を

①迷わずに「かかりつけ医」など身近な医療機関へ電話で相談し、指示に従いましょう。子どもの場合は小児科に相談しましょう。

②かかりつけ医がないなど、相談先に迷う場合は県の「積極ガードダイヤル」【24時間対応】(☎ 082-513-2567)に電話で相談しましょう。診察・検査ができる医療機関が紹介されます。



※電話での相談が難しい人は、家族など代理の人に電話で相談してもらいましょう。

支援制度を紹介します

制度名・問い合わせ先	内 容	
事業復活支援金(国) 〇 事業復活支援金 相談窓口 TEL 0120-789-140  ↑専用HP	対象 新型コロナの影響により、売上げが減少した中小企業・個人事業主 給付額の上限 個人=30万円または50万円 法人=60万円~250万円 ※売上高や減少率により変わります。 申請期限 5月31日(火)	要件 令和3年11月~令和4年3月のいずれかの月の売上げが、過去3年間のうち、任意の年の同月比で30%以上減少している
頑張る中小事業者 月次支援金(県) 〇 頑張る中小事業者 月次支援金センター TEL 082-248-6853  ↑県HP	対象 まん延防止等重点措置などの影響を受けている中小企業・個人事業主 ※感染症拡大防止協力支援金(県)の対象事業者は対象外。 1月当たりの支給上限額 中小企業1事業者=8万円または20万円 個人事業主1事業者=4万円または10万円 ※売上減少率によって変動。 申請期限 3月分=5月31日(火)	要件 まん延防止等重点措置などが実施された月のうち、措置の影響により月間売上げが対前年同月比もしくは対前々年同月比で30%以上減少しているなど
中小事業者固定費 支援金(市) 〇 商工振興課 TEL 0848-67-6072  ↑市HP	対象 新型コロナの影響により、売上げが減少した中小企業・個人事業主 支給額 1事業者=5万円 申請期限 8月31日(水)	要件 ●市内に本社と事業所(店舗)がある ●事業復活支援金(国)を受給している

※その他にも条件があります。詳しくは各HPで確認してください。

市内事業者・団体の新たな提案やイベントの開催を支援します

制度名・問い合わせ先	内 容	
地域経済活性化提案事業 補助金 〇 商工振興課 TEL 0848-67-6072  ↑市HP	新型コロナの影響に対応するため、市内事業者の売上げ増進や集客促進を目的として、三原の活性化に取り組む新たな事業の提案を募集し、採択した事業の実施費用を補助します。 対象 商工会議所などの商工団体または、3者以上で構成する団体やグループ 事業例 販売サイトの構築、商店街などでの誘客イベント、観光施設や商店街などの環境整備など 補助率 10/10 補助上限 2,000万円 ※構成員数により変動します。 事業の実施期限 令和5年3月31日(金) 募集期限 第2期=5月20日(金) 第3期=6月20日(月) ※予算の執行状況により、変更・終了することがあります。	
中心市街地活性化事業費 補助金 〇 商工振興課 TEL 0848-67-6072  ↑市HP	商工団体や任意の団体・グループが中心市街地の活性化を目的として実施する事業に対して、経費の一部を支援します。 対象区域 中心市街地活性化基本計画の区域(館町、本町、城町、港町、円一町) 対象者 商工団体、商栄会、その他中心市街地における商業などの活性化に資する団体・グループ 対象事業 中心市街地の活性化を目的とした次の事業のうち、公益性、有効性などがあると認められる事業 ①イベント開催事業②情報発信事業③生活環境改善事業④人材育成事業⑤研修会開催事業 補助金の額 補助対象経費の2/3 上限 100万円	